

お尋ねの件に関し、調査した結果は次のとおり。

- 1 令和2年5月1日、いわゆる賭け麻雀をしたものと承知している。
- 2 同日、ハイヤーに同乗し、その費用は支払っていないものと承知している。
- 3 5月13日も、賭け麻雀を行い、費用負担のないハイヤーに同乗したと承知しているが、この2日間以外、賭け麻雀やハイヤーの送迎の事実の認定には至らなかった。
- 4 記事に出ている記者に接触していない。

出典：法務省作成資料

令和2年5月22日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

賭博を行った職員に対する標準的な懲戒処分の種類について

「懲戒処分の指針について（通知）（平成 12 年職職—68）」

人事院では、この度、懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について、処分量定を決定するに当たっての参考に供することを目的として、別紙のとおり懲戒処分の指針を作成しました。

職員の不祥事に対しては、かねて厳正な対応を求めてきたところですが、各省庁におかれては、本指針を踏まえて、更に服務義務違反に対する厳正な対応をお願いいたします。

（略）

賭博をした職員	減給又は戒告
常習として賭博をした職員	停職

（「懲戒処分の指針について（通知）」別紙より）

利害関係者に該当しない事業者等が提供したハイヤーに無償で同乗した職員に対する標準的な懲戒処分の種類について

ハイヤーに無償で乗車した職員 （利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合）	減給又は戒告
複数回ハイヤーに無償で同乗をした職員 （利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合）	減給又は戒告

（人事院規則 22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）より）

(定年による退職の特例)

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める

ときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となり、当該職員が占める公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由
められる事由として人事院規則で定める事由
任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認める

ときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、
一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日

の翌日から起算して三年を超えることができない。
(新設)

人事院規則二一―八(職員の定年)

人事院は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)に基づき、職員の定年に関し次の人事院規則を制定する。

第七条 勤務延長は、職員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

一 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。

二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。

三 業務の性質上、その職員の退職による操業者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

別紙

東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、同高等検察庁検事長黒川弘務の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、当分の間、引き続き同検事長の職務を遂行させる必要がある。

出典：【決裁】閣議請議案（閣議人事関係）令和2年1月29日より抜粋

令和2年5月22日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）